

平成30年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和元年6月

「平成 30 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）。以下「法」という。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 平成 30 年度の政策評価実施件数は、2,670 件（平成 29 年度実績：2,126 件）

○ 事前評価：1,605 件

- ・ 公共事業：1,237 件、租税特別措置等：117 件、規制：98 件 等

○ 事後評価：1,065 件

- ・ 目標管理型の政策評価：218 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：418 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：338 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）及び政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、予算要求、事業の採択等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：197 件、施策の改善・見直しを実施：21 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：202 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：10 件、測定指標を変更：61 件、達成手段を変更：18 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：390 件、事業の改善・見直しを実施：26 件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の 6 次産業化の推進」（勧告）
- ・ 「高度外国人材の受入れ」、「地籍整備の推進」及び「女性活躍の推進」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った平成 31 年度税制改正要望に係る事前評価 59 件の内容を点検し、

その結果を取りまとめ、税制当局に提供するとともに関係する行政機関に通知した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が平成 29 年度中（10 月以降）に実施した事前評価 77 件、事後評価 35 件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知した。

【公共事業に係る政策評価の点検】

各行政機関が実施した評価のうち、事前評価 7 件、事後評価 23 件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、関係する行政機関に通知した。

4 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）

○ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

総務省では、政策評価を通じて、エビデンスに基づく政策立案、いわゆる EBPM を実践し、これらに関する各府省の取組を推進

【EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）】

- ・ EBPM に造詣の深い有識者を招き、政府における EBPM の推進に向けた課題について計 5 回の意見交換を開催し、平成 30 年 10 月に報告書を公表
- ・ エビデンス、政策プロセスの中での EBPM の取組例のほか、EBPM の定着に向けた条件整備のための検討課題を示唆

【関係府省・学識経験者との「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」】

- ・ 平成 30 年度においては、「IoT サービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策における広報」及び「訪日インバウンド施策」の 4 つのテーマを題材として、必要に応じデータ収集・調査を実施し、統計的手法等の活用により政策効果を分析する等の実証的共同研究を実施
- ・ 政策効果の検証に応用しやすい施策のタイプや、多様な検証の手法例を取り上げ、各府省の EBPM の取組に対するリーディングケースを提示（具体的な事例の発信）した。

【各府省の政策評価担当者に対する研修】

（中央研修・演習型）

- ・ 規制評価：規制の費用・効果の定量化、規制の検討段階からの評価の活用（平成 31 年 2 月）
- ・ 目標管理型評価：ロジックモデルの作成（平成 30 年 11 月）
→ 「目標管理型評価の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成 29 年度）」（平成 30 年 3 月）等の成果も活用

（中央研修・講義型）

政策評価に関する共通の理解と認識を有する職員の養成・啓発を目的として、主として本府省等の職員を対象に開催（平成 31 年 1 月）。「評価概論～考え方を楽しむ～」、「EBPM の実践と課題—EBPM を政策評価の中で活かすために」、 「EBPM の考え方と実践へのヒント」をテーマに講義

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 30 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 17 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 30 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 30 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
II 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 エビデンスに基づく政策立案（E B P M）の推進について-----	13
III 政策評価等に関する計画、平成 30 年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	19
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	49

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 30 年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_h30houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

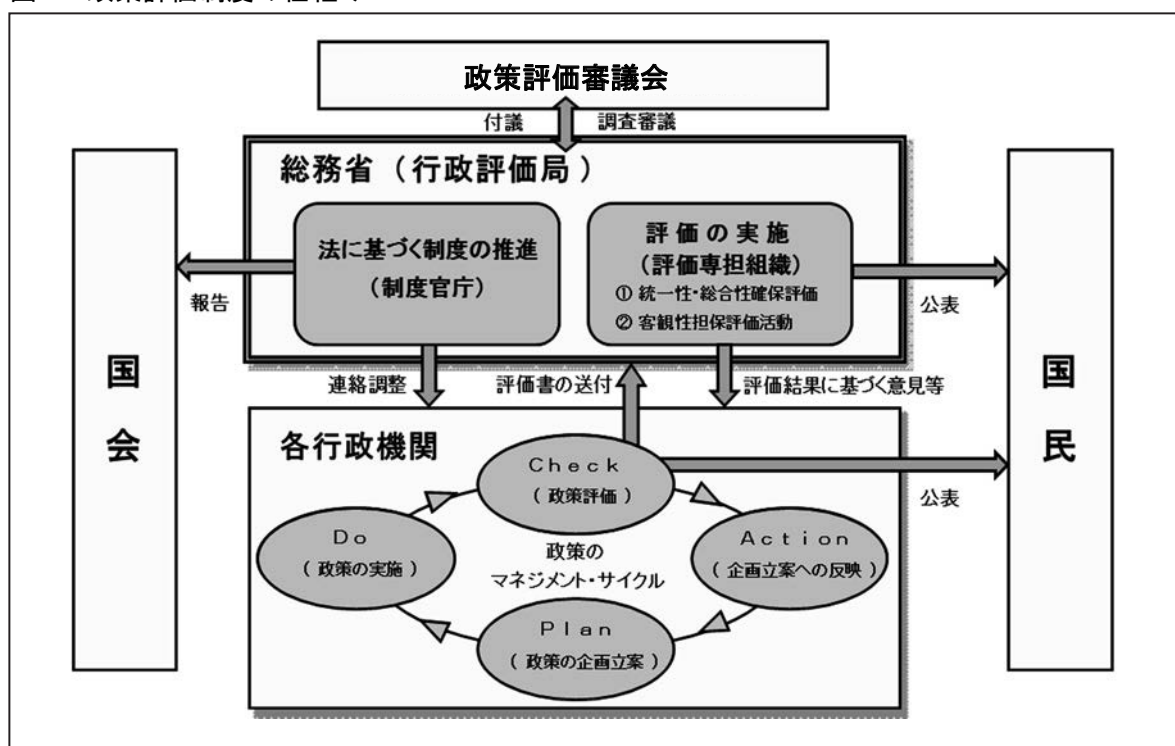
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記 I 図4（8ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1- (1) -ア (19 ページ以下) 参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1- (1) -イ-ア (19 ページ以下) 参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記(ア)で策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1- (1) -イ-イ (19 ページ以下) 参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1- (3) (26 ページ以下) 参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公

表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (49 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (50 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (53 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から30年度までの17年間で延べ8万1,588件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、約 2,100～2,900 件程度で推移しており、30 年度は 2,670 件となっている。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降 30 年度までに、28 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、31 年 4 月までに計 2,004 件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの（単位：件） （（ ）内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。）	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 （（ ）内は課題等を指摘した件数）
平成 14	10,930	2 (9)	要件審査結果公表
15	11,177	4 (7)	要件審査結果公表
16	9,428	5 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件)
17	9,796	1 (7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件)
18	3,940	1 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件)
19	3,709	2 (6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47 件)

20	7,088	2 (5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50件)
21	2,645	2 (4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39件)
22	2,922	1 (3)	点検結果公表 (租特：219件、規制：82件)
23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共(22 年度点検分)：52件、公共(23年度点 検分)：11件)
24	2,631	1 (3)	点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共： 13件)
25	2,559	1 (3)	点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共： 11件)
26	2,432	1 (2)	点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共(25 年度点検分)：3件、公共(26年度点 検分)：18件)
27	2,657	1 (2)	点検結果公表 (租特：93件、規制：54件、公共： 8件)
28	2,130	0 (3)	点検結果公表 (租特：71件、公共：8件)
29	2,126	1 (6)	点検結果公表 (租特：40件、公共：3件)
30	2,670	2 (5)	点検結果公表 (租特：59件、規制：112件)
令和元	-	0 (3)	点検結果公表 (公共：30件)
計	81,588	28	(計 2,004件)

(注) 1 本表の取組状況は、当該年度の本報告書に基づき、作成した。

2 統一性又は総合性を確保するための評価についての個別のテーマ名は、図4(8ページ以下)参照

3 「租特」とは、租税特別措置等に係る政策評価の点検、「規制」とは、規制に係る政策評価の点検、「公共」とは、公共事業に係る政策評価の点検である。

4 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

5 令和元年度は、平成31年4月末日現在の数である。

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

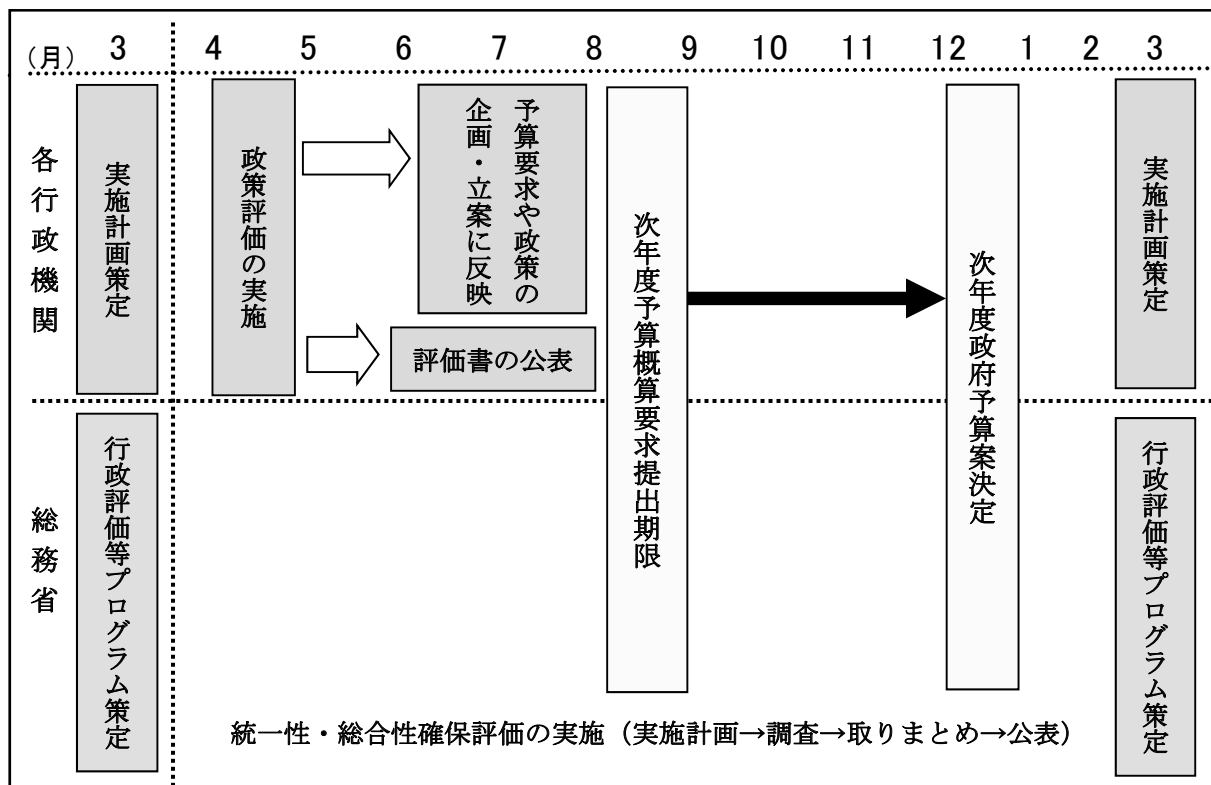
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-(1) (49ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

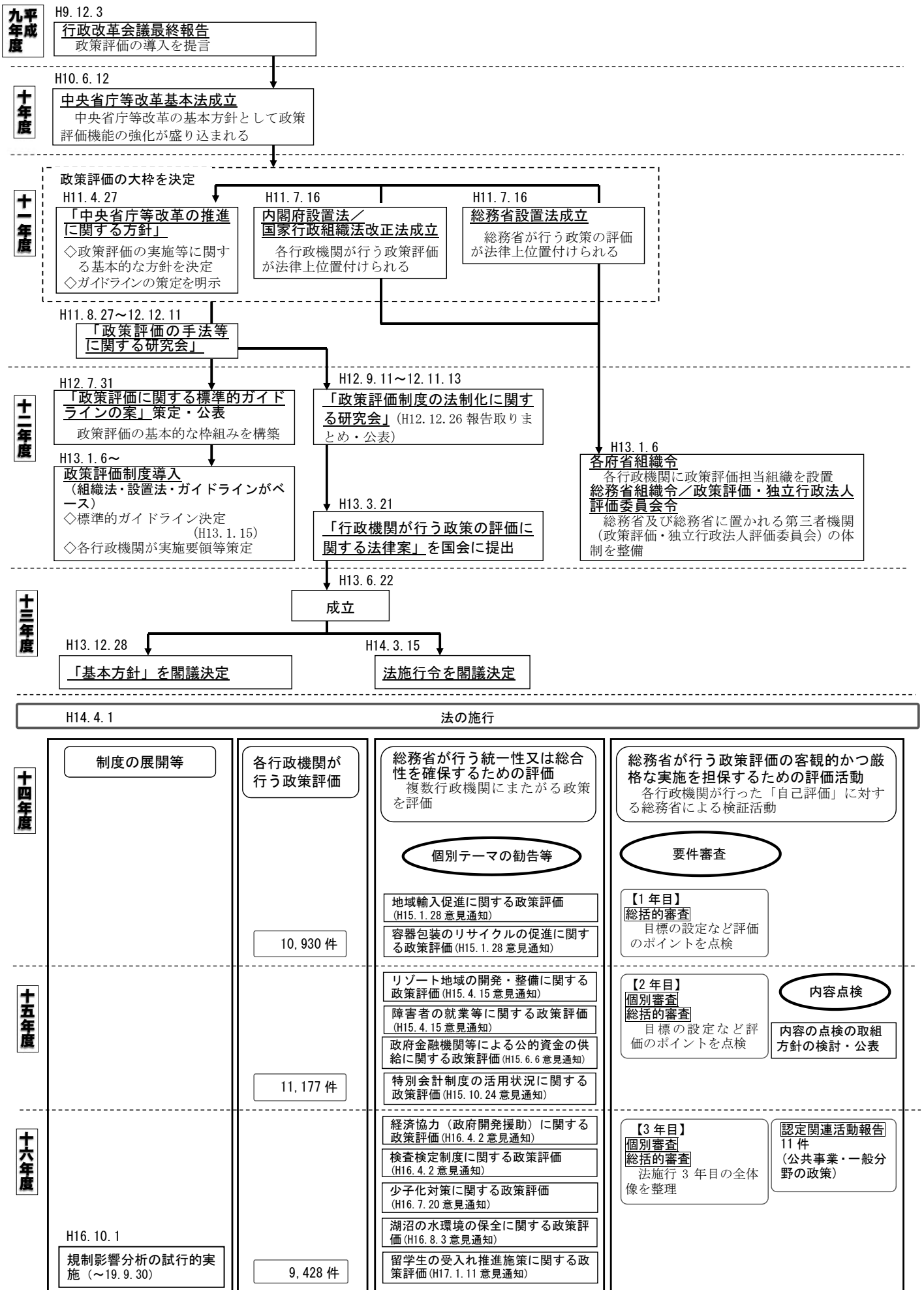
	対 象	時 点	目的・狙い	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的・継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達成 度を評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1- (2) -イ (24 ページ以下) 参照】

図4 政策評価制度に関する主な経緯



法施行後 3 年経過

十七年度

制度の展開等

H17. 12. 16

- ◇基本方針の改定
(閣議決定)
- ◇政策評価の実施に関するガイドライン策定

各行政機関が行う政策評価

9,796 件

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策を評価

大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価
(H18. 3. 31 意見通知)

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動

【4 年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整理・分析し、課題を提示

認定関連活動報告
23 件
(公共事業・一般分野の政策)

十八年度

H19. 3. 30

- ◇法施行令の一部改正
- ◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対象に規制を追加

3,940 件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19. 8. 10 意見通知)

【5 年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の改善状況を確認

認定関連活動報告
25 件
(公共事業・一般分野の政策)

十九年度

H19. 8. 24

- ◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定
- ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定

H19. 10. 1

規制の事前評価の義務付け開始

H19. 11. 12

平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

3,709 件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19. 8. 10 意見通知)

【6 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価について新たに点検

認定関連活動報告
47 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十年度

H20. 11. 26

- ◇平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表
- ◇平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表

7,088 件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20. 4. 22 勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価
(H21. 3. 3 勧告)

【7 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5 件
(公共事業：平成 19 年度継続)
45 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十一年度

H21. 12. 16

平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表

H22. 1. 12

行政評価機能の抜本的強化ビジョン

2,645 件

配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
(H21. 6. 26 勧告)

【8 年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価について個別に点検

認定関連活動報告
4 件
(公共事業：平成 20 年度継続)
35 件
(公共事業・一般分野の政策)

二十二年度

H22. 5. 25

- ◇基本方針の一部変更

H22. 5. 28

- ◇法施行令の一部改正
- ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定
- ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定

租税特別措置等の政策評価の義務付け開始

2,922 件

バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)

点検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9 年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の点検 219 件
規制の事前評価の点検 82 件

- ・租税特別措置等評価について初めて点検
- ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点検分について、23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで継続して点検

二十三年度	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165件 規制の事前評価の点検 85件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11件</p>
二十四年度	<p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163件 規制の事前評価の点検 35件 公共事業に係る政策評価の点検 13件</p>
二十五年	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 11件</p>
二十六年	<p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133件 規制の事前評価の点検 66件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3件 公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18件</p>
二十七年	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>	<p>2,657件</p>	<p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p>	<p>【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93件 規制の事前評価の点検 54件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p>
二十八年	<p>H29. 7. 28</p> <p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,130件</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p>	<p>【15年目】 租税特別措置等評価の点検 71件 公共事業に係る政策評価の点検 8件</p>
二十九年	<p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,126件</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p>	<p>【16年目】 租税特別措置等評価の点検 40件 公共事業に係る政策評価の点検 7件</p>

三
十
年
度

令
和
元
年
度

		<p>クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勧告)</p>	<p>【17年目】 租税特別措置等評価の点検 59件 規制に係る政策評価の点検 112件</p>
	2,670件	<p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31.3.29 勧告)</p>	<p>【18年目】 公共事業に係る政策評価の点検 30件</p>

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数(補足説明の結果課題等が解消した評価を含む。)である。

Ⅱ 平成 30 年度における政策評価の取組（トピック）

1 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

(1) エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の背景

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、政策、施策及び事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を政策改善と次なる政策立案につなげるため、政府として取組を進めている。

政策評価制度を所管する総務省としては、主に

- ① 「EBPMに関する有識者との意見交換会」を開催し、EBPMを政策プロセスに活用していく上での意義や課題についての知見の取りまとめ
- ② ①の知見も踏まえ、政策効果の把握・分析手法について、関係府省、学識経験者との実証的共同研究を通じたEBPMのリーディングケースの提示などに取り組んでいる。

(2) EBPM推進に係る行政評価局の取組状況

総務省行政評価局では、政府におけるEBPMの推進を後押しするため、政策の目的・手段の因果関係の明確化と政策効果の適切な把握・分析に向けて、各行政機関と課題を共有し、実践につなげるため、様々な取組を実施した（図1）。

図1 EBPM推進に係る行政評価局の取組状況（概要）

EBPM推進に係る行政評価局の取組状況	
政策の目的・手段の因果関係の明確化と政策効果の適切な把握・分析に向けて、各府省と課題を共有し、実践につなげるため、行政評価局において以下の取組を実施	
1. 「EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）」	～考え方の整理～
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省では、平成30年度において、EBPMに造詣の深い有識者を招き、政府におけるEBPMの推進に向けた課題について計5回の意見交換を開催し、平成30年10月に報告書を公表（※考え方の整理であり、結論や方針の提示ではない） ○ エビデンス（分析統計、記述統計）、政策プロセスの中でのEBPMの取組例（ナッジ、エビデンスを踏まえた予算配分）のほか、EBPMの定着に向けた条件整備のための検討課題を示唆（行政部内における人材育成・確保、大学・研究機関との連携、エビデンスの創出・伝達・蓄積等を行う専門組織、データの利用・アクセスの確保と個人情報保護、倫理規範） 	
2. 関係府省・学識経験者との「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」	～具体的な事例の発信～
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度においては、右のテーマを題材として、必要に応じデータ収集・調査を実施し、統計的手法等の活用により政策効果を分析する等の実証的共同研究を実施 <ul style="list-style-type: none"> → 政策効果の検証に応用しやすい施策のタイプや、多様な検証の手法例を取り上げ、各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースの提示（具体的な事例の発信）を目指す。 ○ 平成31年度も、各府省から新規テーマ案を募集（募集期間：平成31年1～2月） 	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【平成30年度のテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IoTサービス創出支援事業 ・女性活躍推進 ・競争政策における広報 ・訪日インバウンド施策 </div> <div style="width: 45%;"> <p>【検証の手法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロジックモデル作成 ・アンケート調査、公的統計・業務データ活用 ・ビックデータ活用 ・統計的因果推論、RCT ・定性的分析 等 </div> </div>
3. 各府省の政策評価担当者に対する研修	～人材育成の取組～
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央研修・演習型 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制評価：規制の費用・効果の定量化、規制の検討段階からの評価の活用（平成30年2月、平成31年2月） ・ 目標管理型評価：ロジックモデルの作成（平成30年3月、同年11月） <ul style="list-style-type: none"> ← 「目標管理型評価の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（平成30年3月）等の成果も活用 ○ 中央研修・講義型（平成30年1月、平成31年1月） <ul style="list-style-type: none"> <平成30年度（平成31年1月）講師> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学改革支援・学位授与機構 田中 弥生 特任教授（評価概論～考え方を楽しむ～） ・ 早稲田大学政治経済学術院 山田 治徳 教授（EBPMの実践と課題—EBPMを政策評価の中で活かすために） ・ 東京大学大学院医学系研究科 橋本 英樹 教授（EBPMの考え方と実践へのヒント） 	

ア EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）

EBPMに造詣の深い有識者を招き、政府におけるEBPMの推進に向けた課題について計5回の意見交換を開催し、報告書を次のホームページで公表している（図2、3）。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000579329.pdf)

図2 EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）概要①

【概要】EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）①		
～本報告書の位置づけとEBPMが求められる背景、意義～		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた資源を効果的・効率的に利用し、行政への信頼性を高めるためには、エビデンスに基づく政策立案の推進が必要という観点から、EBPMに造詣の深い有識者を招き、政府におけるEBPMの推進に向けた課題について計5回の意見交換を開催。 ○ 本意見交換は、一つの結論を得ることや、政府としての取組方針の提示を目指したものではありませんが、今後の取組を考えていく上で、示唆になり得る多様な見解が得られた。 		
◇開催実績		
	日時	有識者（役職名は開催日時点のもの）
第1回	平成30年3月16日	慶應義塾大学 総合政策学部 中壘牧子 准教授/UCLA 津川友介 助教授
第2回	平成30年4月20日	早稲田大学政治経済学術院 大嶋秀雄 教授/東京大学大学院経済学研究科 川口大司 教授
第3回	平成30年5月30日	東京大学大学院医学系研究科 橋本英樹 教授/一橋大学社会科学高等研究院 中村良太 准教授
第4回	平成30年7月10日	シカゴ大学公共政策大学院ハリススクール 伊藤公一朗 助教授/環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 池本忠弘 室長補佐/横浜市財政局財政部財政課 津田広和 課長
第5回	平成30年7月26日	東京大学大学院経済学研究科 大橋弘 教授/東京大学大学院法学政治学研究科 田辺昭昭 教授
◇エビデンスについて		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策立案に当たってのエビデンスとしては、分析統計（統計学的手法でデータを解析して政策効果の因果関係の推論を行うもの。）が強調されるが、記述統計（平均、分散などが示すデータの特徴）についてもエビデンスたり得ると考えられ、どちらも政策立案にとって重要。 ○ エビデンスに基づき、政策手段が政策目的に照らして効果を上げているか、複数の政策手段の選択肢の中で効果の高いものをいかに選択するか、という観点から因果関係を分析することは、EBPMが目指すべき重要な要素である。政策の効果を捉えるにはデータによる統計的分析手法を活用することが考えられ、例えば以下のような因果関係の推論の手法が存在。 		
ランダム化比較試験（RCT）	ある政策手段の対象とするグループ（介入グループ）と対象としないグループ（比較グループ）の間の比較を行うもの。政策効果以外の条件の介入を排除するため、上記グループ分けはランダムに行う。実施にコストがかかる上、場合によっては対象者にもどちらのグループか分からないようにする（自然な行動の結果を把握するため）など、厳密性を確保するためには様々な条件設定が必要である。学術的には、「因果関係」の推論のためにはRCTが最も有効であり、結果が分かりやすく示せるメリットもある。	
疑似実験・自然実験	何らかの理由で異なる取組の対象となっている複数のグループの間で効果の比較を行うことにより（あらかも実験が行われたような状況を取り出して）因果関係を分析するもの。同じような条件の複数のグループをうまく見つけ出すことは容易ではなく、データが存在しなければ分析できない。RCTに比べて不完全さがあるが、コストがかからないメリットがある。	
その他の分析統計	上述に比べて、エビデンスのレベルは低くなるが、回帰分析等の分析統計の手法も有用である。	
※ 投入される資源（インプット）、実施される活動（アウトプット）、その結果生じる成果（アウトカム）の間における論理的関係を簡潔に表現する説明図として、ロジックモデルがある。因果関係の分析の前提として重要であり、論理関係を整理する中で政策の見直しにつながるケースもある。		

図3 EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）概要②

【概要】EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）②	
◇政策の立案プロセスとEBPMに関する論点等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ EBPMを政策プロセスに活用していく上での意義や課題について、以下のような意見が出された。 	
意義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利害関係や、しばしば複雑する目標の中で行われる現実の政策決定のプロセスにおいて、いわば普遍的なエビデンス（数字により示されるデータ分析結果等）を踏まえ、具体的な課題の解決を探っていくことが重要と考えられる。このように、科学的・合理的な手法で得られたエビデンスを踏まえて政策決定に至ることで、アカウンタビリティが果たされると考えられる。
課題・留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案は、必ずしも数値化、客観化できるものだけではなく、価値観等の測定できない要素が重要なものもある。また、どんなに優れた方法論を使っても、エビデンスの質には不確実性等の課題が残る。しかし、仮にエビデンスに基づき導かれる結果とは異なる政策決定を行う場合、合理的な説明が求められるため、その場合でも、エビデンスは、透明性、説明責任の確保に重要な役割を持つ。 ・ 政策の実施は、それが評価できるような形には必ずしもなっていない。関連する政策が同時に始まり、とても複雑な政策が実行される場合は、一つの政策の効果の測定は困難である。 ・ エビデンスとしては定量的なものだけでなく、定性的なもの（海外も含む文献調査、関係者からの聞き取り等）も同等に重要である。
◇政策プロセス中でのEBPMの取組例など	
【ナッジ（人々が自発的に望ましい行動を選択するように促す手法）】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 米国の事例として、エネルギー供給事業者が行動科学の知見を活用した「ホームエネルギーレポート（両面1枚）」を送るだけで省エネ効果。 ○ 我が国でも試行的取組が開始（節電等の効果検証）。事例の創出・蓄積等を行い、どのような適用が効果的・適切かを検討する必要。 	
【地方自治体レベルでの取組】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ニューヨーク市の事例として、「CEO（Center for Economic Opportunity、2006年設立）」が事業部局に対して施策のライフサイクルをパッケージで支援。貧困削減、教育、雇用、健康、資産形成、犯罪対策等の分野でエビデンスを重視したパイロット事業の実施、戦略的評価。 	
【エビデンスを踏まえた予算配分】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 米国の事例として、「十代妊婦防止プログラム」（エビデンスレベルに応じて予算を傾斜配分）、各府庁予算要求時のエビデンスの要件化。 ○ 信頼度の高いエビデンスの創出を行政機関に促すために、予算配分における動機付け（インセンティブ）は有効な取組。 	
◇EBPMの定着に向けて必要な条件整備等	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 行政部内における人材育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修・教育のプログラム拡充、国内外への留学、データ分析に関する博士号取得者など高い専門性を有する人材の採用・配置（例：英国における各省に配置された政府エコノミスト）。専門的分析的確に解釈するスキルが必要。 (2) 大学・研究機関（研究者）との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の側からも、行政側との普段からのコミュニケーションを回り、行政と連携したテーマ選定・調査設計に生かしていくことが重要。 (3) エビデンスの創出、伝達、蓄積等を行う専門組織（エビデンス組織）—諸外国の事例と我が国への示唆 <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国のエビデンス組織（例：英国のWWC等）の機能や位置付け等を参考に、我が国において有効な仕組み、在り方を検討する必要。 (4) データの利用、アクセスの確保と個人情報保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政保有データ等の利活用・アクセスの円滑化、利用者側の規律確保が必要。（統計制度や個人情報保護制度の改正による個票データの利活用の基盤整備、オンライン施設の利用の仕組みの整備は進行。その実効ある運用等、円滑なエビデンス創出のための方策を検討する必要。） (5) 倫理規範 <ul style="list-style-type: none"> ・ RCT、ナッジにおける介入実験の実施には倫理的な配慮が必要。倫理規範の在り方等（倫理的課題とそのクリアの方法）を検討する必要。 	

イ 関係府省・学識経験者との「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」

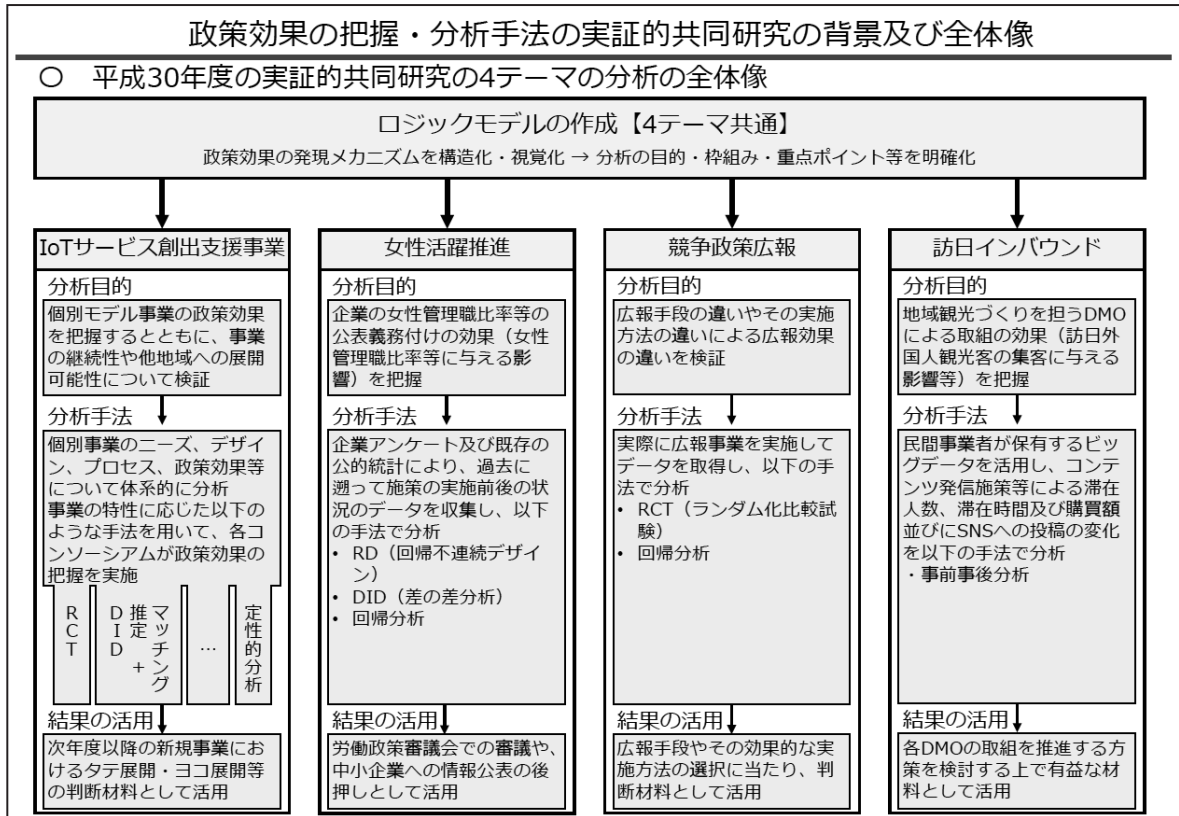
各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースの提示（具体的な事例の発信）を目指し、「IoTサービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策における広報」及び「訪日インバウンド施策」の4つのテーマを題材として、実証的共同研究を実施した（図4、5）。報告書については、次のホームページで公表している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/chousakenkyu.html)

図4 平成30年度の実証的共同研究テーマ一覧

平成30年度の実証的共同研究テーマ一覧			
テーマ名	関係府省	研究テーマへのアプローチの概要	研究に活用する統計データ等
IoTサービス創出支援事業	総務省	○ IoTサービスを活用して地域の課題解決に取り組むコンソーシアムに対して委託費を支出し、当該サービスが有効であるか（事業が継続できるか、事業が他地域において応用可能か）を検証するモデル事業について、 ロジックモデルを活用し、事業のニーズ、事業の運営・実施状況、事業の政策効果等について体系的に分析 する。	○ コンソーシアムに対するアンケート調査・実地調査
女性活躍推進	内閣府 厚生労働省	○ 企業が女性管理職比率等を公表することが、当該企業の女性管理職比率等の伸び等につながっているかについて、総務省が実施した「女性活躍の推進に関する企業の取組と効果」に関するアンケート調査（一般統計調査）の 個票を活用し、統計的因果推論の手法を用いて因果関係を分析 する。	○ 「女性活躍の推進に関する企業の取組と効果」に関するアンケート調査
競争政策における広報	公正取引委員会	○ 企業や一般国民を対象として行うセミナーや説明会等について、参加人数の違い、参加者の属性の違い、内容の違い（例：座学のみか、演習を伴うか）、セミナー参加者と非参加者の比較等により、理解度の差や一定期間後の行動がどのように異なるかについて、 RCTの考え方も取り入れて、どういった要素によってセミナー等の効果に違いが生じるか分析 する。	○ セミナー等の参加者に対する参加直後・一定期間後のアンケート調査 ○ 一般（セミナー等非参加者）向けウェブアンケート調査
訪日インバウンド施策	観光庁 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局	○ 観光地域づくりを担う法人（DMO）が行っている観光情報の発信手段（政策手段）の違いが訪日外国人の数（政策効果）等にどのように影響するかについて、 ロジックモデルを活用しつつ、既存の公的統計や基地局情報等に代表されるビッグデータを活用することで政策効果を分析 する。	○ Wi-Fiアクセスポイントのログデータ ○ クレジットカードの購買データ ○ SNSへの投稿情報

図5 政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の背景及び全体像



ウ 各府省の政策評価担当者に対する研修

総務省行政評価局では、従前から政策評価に従事する職員等を対象とした研修（政策評価に関する統一研修）を実施しているが、平成30年度においては、E B P Mの推進にも資するテーマも取り入れた研修を実施した（図6）。

図6 政策評価に関する統一研修



中央研修・演習型（目標管理型の政策評価）の研修の様子（平成30年11月）



中央研修・演習型（規制の政策評価）の研修の様子（平成31年2月）



中央研修・講義型の研修の様子①（平成31年1月）



中央研修・講義型の研修の様子②（平成31年1月）

Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 30 年度の実施状況等
(政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、政策評価に関する基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、事後評価の実施計画（1年ごと）の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が16機関、3年と定めている機関が5機関となっている。また、実施計画の計画期間については、全ての機関で、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、義務付けられていない政策についても事前評価の実施又は実施に努める旨を定めている。

(4) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策、並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyoka/seisaku_n/fusyou_keikaku.html (政策評価ポータルサイト(各府省の「基本計画、実施計画」へのリンク))) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本 計画 期間	行政機関名	計 画 期 間 の 設 定 状 況								
		平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
5 年	宮内庁				■	↔	■			
	国家公安委員会・ 警察庁					↔	■			
	個人情報保護委員会					↔	■			
	金融庁				■	↔	■			
	消費者庁					↔	■			
	復興庁			■	↔	■				
	総務省					↔	■			
	法務省	■	■	■	■	↔				
	外務省					↔	■			
	財務省					↔	■			
	文部科学省					↔	■			
	厚生労働省				■	↔	■			
	農林水産省		■	■	■	↔	■			
	国土交通省	■	■	■	■	↔				
	環境省			■	↔	■				
	防衛省	■	■	■	■	↔				
3 年	内閣府				■	↔	■			
	公正取引委員会			■	↔	■				
	公害等調整委員会				■	↔	■			
	経済産業省				■	↔	■			
	原子力規制委員会				■	↔	■			

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
 2 「■」は基本計画の計画期間、「↔」は実施計画の計画期間を表す。

(2) 政策評価の実施状況

ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数、その対象とした政策は、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,670件である（平成29年度2,126件）。これを事前評価、事後評価別にみると図1のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

(ア) 事前評価

事前評価は1,605件であり、対象別の実施状況は図2のとおりとなっている。

法等で義務付けられている特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは1,583件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く1,237件、次いで租税特別措置等を対象とした評価が117件、規制を対象とした評価が98件の順となっている。

(イ) 事後評価

事後評価は1,065件であり、対象別の実施状況は図3のとおりとなっている。

未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが最も多く418件、次いで完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象としたものが338件、一般分野の政策^(注)を対象とした目標管理型の政策評価（実績評価方式）が218件の順となっている。

（表2、図1、図2、図3）

（注） 本報告において、「一般分野の政策」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価				事後評価				事後評価				合計				
	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	実施中の政策（未着手・未了除く）			研究開発	公共事業	政府開発 援助		研究開発	公共事業	一般分野	
							一般分野 目標管理 型の政策 評価	一般分野 目標管理 型以外の 政策評価	規制								租税特別 措置等
内閣府	0	0	0	2	14	0	37	4	0	0	0	0	0	0	0	41	57
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	4	0	0	18	0	3	0	0	0	0	0	0	21	25
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
金融庁	0	0	0	6	6	0	14	0	1	5	0	0	0	0	0	20	32
消費者庁	0	0	0	1	0	0	10	0	3	0	0	0	0	0	0	13	14
復興庁	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7
総務省	1	0	0	7	7	0	6	0	0	3	0	0	1	0	0	10	25
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	2	0	1	11	0	0	0	0	0	0	0	4	15	18
外務省	0	0	54	0	0	0	10	0	1	0	0	14	0	0	0	25	79
財務省	0	0	0	0	1	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30	31
文部科学省	4	0	0	4	4	0	6	0	1	1	0	0	0	0	0	8	20
厚生労働省	28	1	0	21	14	0	13	2	0	0	12	0	143	0	0	170	234
農林水産省	5	164	0	7	20	0	3	1	1	0	0	84	0	2	92	183	379
経済産業省	12	0	0	4	20	0	18	0	1	3	0	5	0	0	0	27	63
国土交通省	18	1,071	0	37	24	21	0	5	12	42	1	302	0	28	68	458	1,629
環境省	0	1	0	2	3	0	23	0	0	2	0	0	0	0	0	25	31
原子力規制委員会	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7
防衛省	9	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
計	77	1,237	54	98	117	22	218	12	23	56	1	403	14	174	160	1,065	2,670
			1,583				309					418		338		1,065	2,670

(注) 1 「事前評価」の「研究開発」、「公共事業」、「規制」、「租税特別措置等」の各欄には、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる（以下表4において同じ。）。

2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した（以下表4において同じ。）。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

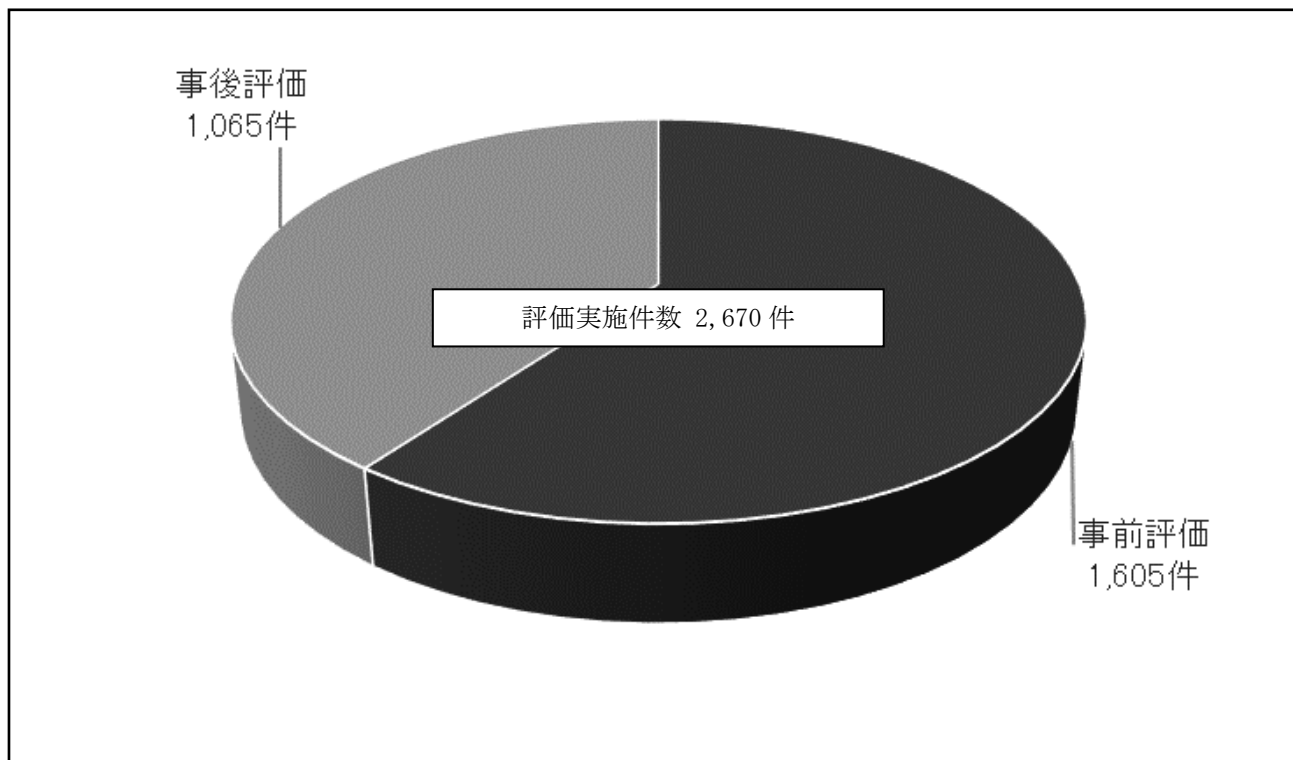


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

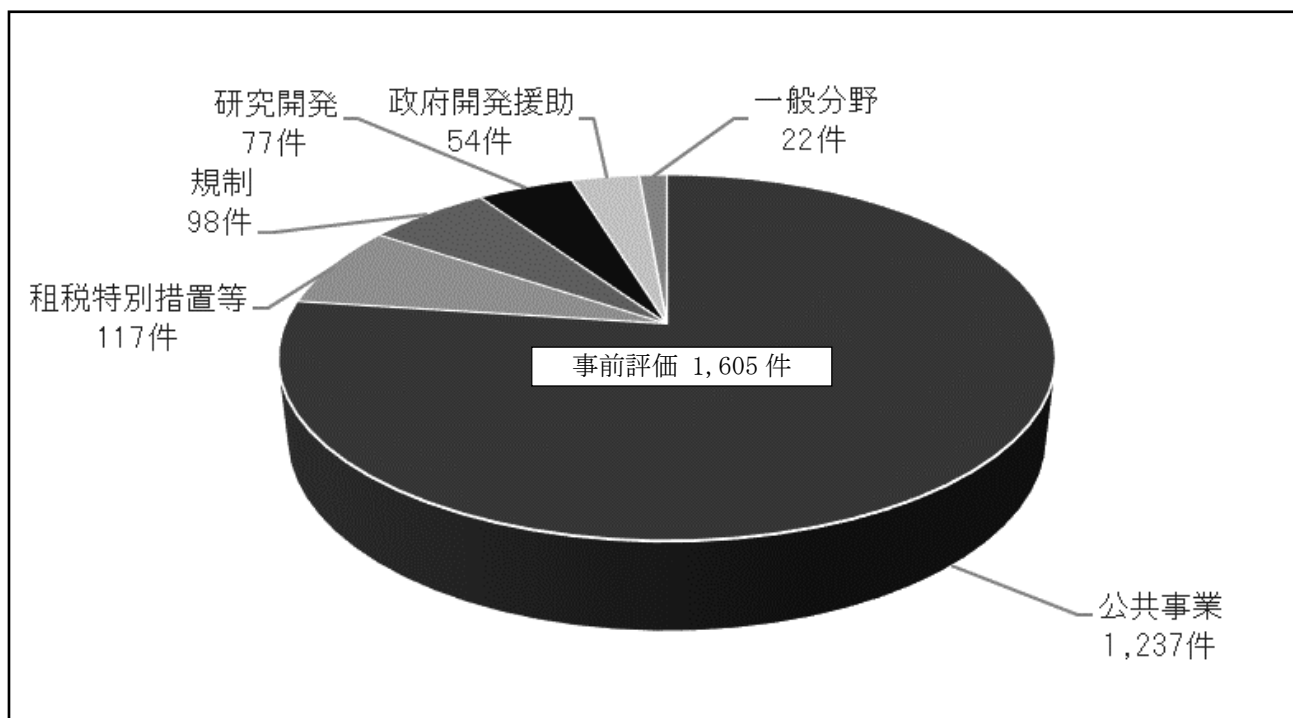
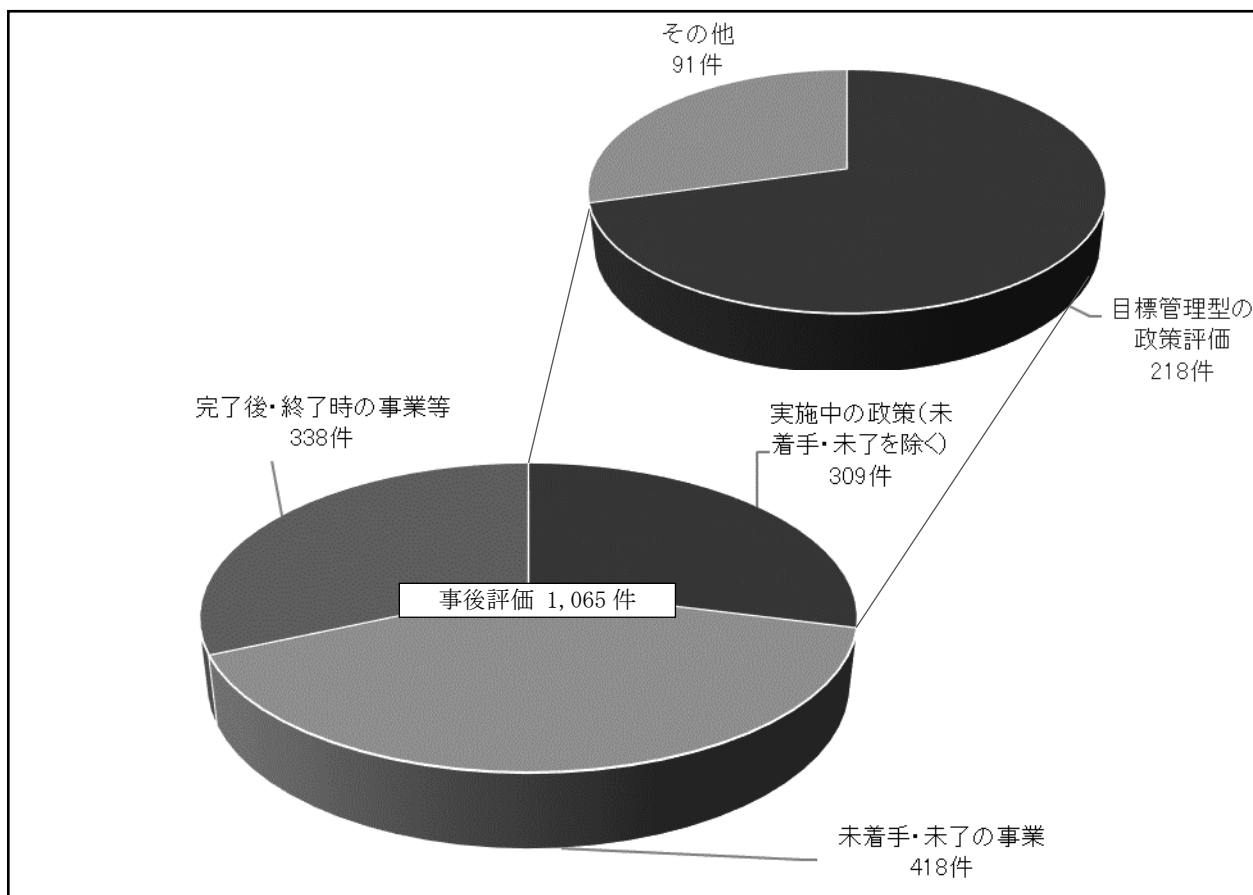


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 目標管理型の政策評価（実績評価方式）の結果

- (ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。
- (イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は218件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が0件（0.0%）、「目標達成」が85件（39.0%）、「相当程度進展あり」が124件（56.9%）、「進展が大きくない」が8件（3.7%）、「目標に向かっていない」が0件（0.0%）等であり、「相当程度進展あり」以上の割合は、95.9%となっている。

なお、全ての評価結果が「相当程度進展あり」以上としている機関は、平成30年度に目標管理型の政策評価を実施している17機関中13機関となっている。

（表3）

表3 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
内閣府	0	14	20	2	0	1	37
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	0	3	0	0	0	3
国家公安委員会・ 警察庁	0	2	15	1	0	0	18
個人情報保護委員会	0	2	3	0	0	0	5
金融庁	0	8	6	0	0	0	14
消費者庁	0	5	5	0	0	0	10
復興庁	0	1	4	0	0	0	5
総務省	0	5	1	0	0	0	6
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	6	5	0	0	0	11
外務省	0	1	9	0	0	0	10
財務省	0	21	5	4	0	0	30
文部科学省	0	5	1	0	0	0	6
厚生労働省	0	5	8	0	0	0	13
農林水産省	0	0	3	0	0	0	3
経済産業省	0	0	18	0	0	0	18
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	8	14	1	0	0	23
原子力規制委員会	0	2	4	0	0	0	6
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
計	0 (0.0%)	85 (39.0%)	124 (56.9%)	8 (3.7%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)	218 (100%)

(注) 1 宮内庁は、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。

2 公害等調整委員会、国土交通省及び防衛省は、平成30年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。

3 「その他」は、評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通5区分による評価を行っていないものである。

(3) 政策評価結果の政策への反映状況

ア 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表4のとおりとなっている。

(7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、173件となっている。

(1) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが676件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが48件、予算要求へ反映したものが254件となっている。

このうち、目標管理型の政策評価（218件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（418件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが197件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが21件となっており、このうち、評価結果を予算要求に反映したものは202件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは10件、「測定指標」を変更したものは61件、「達成手段」を変更したものは18件などとなっている。

ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが390件、評価対象事業の改善・見直しを実施することとしたものが26件、予算要求に反映したものが45件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表5のとおり、2行政機関の2事業（1公共事業、1政府開発援助）であり、総事業費は合計約42億円、残事業費は合計約19億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から30年度までの17年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表6のとおり、合計320事業、総事業費の合計は約5兆5,860（5兆5,454）億円^(注)となっている。

(表4、表5、表6)

(注) 平成28年度における国土交通省の1事業はダム検証を進めるに当たり、A案とB案の2つの案を検討対象としていた。そのため、() 外の数値はA案の場合のもの、() 内の数値はB案の場合のものとなっている。

表4 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	77	1,237	54	98	117	22	1,605
政策評価の結果の政策への反映	77	1,237	54	98	117	22	1,605
予算要求への反映	69	27	54	1	0	22	173

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	218	12	23	56	418	727	338	1,065
政策評価の結果の政策への反映	218	12	23	56	418	727		
これまでの取組を引き続き推進	197	11	22	56	390	676		
評価対象政策の改善・見直しを実施	21	0	1	0	26	48		
評価対象政策の重点化等	14	0	1	0	26	41		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0	1		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	2	2		
その他	0	1	0	0	0	1		
予算要求への反映	202	4	3	0	45	254		
事前分析表の変更	77							
達成すべき目標を変更	10							
測定指標を変更	61							
達成手段を変更	18							
その他の変更	22							
事前分析表の変更なし	135							
未定・検討中等	6							

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 事前評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求1件）である。
 3 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは60件（機構要求15件、定員要求60件）である。
 4 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。
 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」に該当するもののほか、対象政策の全部又は一部の手法や内容を変更したものが含まれる（目標管理型の政策評価6件）。
 6 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
 7 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。
 8 宮内庁及び公害等調整委員会は、平成30年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は未作成である。
 9 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_h30houkoku-3.html）参照

表4-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	14	0	16
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	2	14	0	16
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	37	4	0	0	0	41	0	41	
政策評価の結果の政策への反映	37	4	0	0	0	41			
これまでの取組を引き続き推進	37	3	0	0	0	40			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	1	0	0	0	1			
予算要求への反映	36	3	0	0	0	39			
事前分析表の変更	16								
達成すべき目標を変更	2								
測定指標を変更	9								
達成手段を変更	1								
その他の変更	9								
事前分析表の変更なし	21								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映」の「その他」は、事業実施主体の移行により、施策が終了したものである。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610316.pdf）参照

表4-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位:件)

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	3	0	0	0	0	3	0	3	
政策評価の結果の政策への反映	3	0	0	0	0	3			
これまでの取組を引き続き推進	3	0	0	0	0	3			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	3	0	0	0	0	3			
事前分析表の変更	1								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	1								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

(注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000610317.pdf) 参照

表4-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	0	0	4
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	4	0	0	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	18	0	3	0	0	21	0	21	
政策評価の結果の政策への反映	18	0	3	0	0	21			
これまでの取組を引き続き推進	18	0	3	0	0	21			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	18	0	0	0	0	18			
事前分析表の変更	9								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	6								
達成手段を変更	2								
その他の変更	5								
事前分析表の変更なし	9								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは11件（機構要求2件、定員要求11件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610318.pdf）参照

表4-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価) (単位:件)

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価) (単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5	
政策評価の結果の政策への反映	5	0	0	0	0	5			
これまでの取組を引き続き推進	5	0	0	0	0	5			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

(注) 1 事後評価の結果、平成 31 年度機構・定員要求に反映したものは 2 件（機構要求 1 件、定員要求 2 件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610319.pdf）参照

表4-6 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	6	6	0	12
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	6	6	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	14	0	1	5	0	20	0	20	
政策評価の結果の政策への反映	14	0	1	5	0	20			
これまでの取組を引き続き推進	4	0	1	5	0	10			
評価対象政策の改善・見直しを実施	10	0	0	0	0	10			
評価対象政策の重点化等	10	0	0	0	0	10			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	1	0	0	0	0	1			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	12	0	0	0	0	12			
事前分析表の変更	11								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	11								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは6件（機構要求2件、定員要求6件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610320.pdf）参照

表4-7 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	10	0	3	0	0	13	0	13	
政策評価の結果の政策への反映	10	0	3	0	0	13			
これまでの取組を引き続き推進	10	0	2	0	0	12			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	1	0	0	1			
評価対象政策の重点化等	0	0	1	0	0	1			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	10	0	3	0	0	13			
事前分析表の変更	8								
達成すべき目標を変更	2								
測定指標を変更	8								
達成手段を変更	2								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは7件（機構要求3件、定員要求7件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610321.pdf）参照

表4-8 復興庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	2	0	2
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	0	2	0	2
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5
政策評価の結果の政策への反映	5	0	0	0	0	5		
これまでの取組を引き続き推進	5	0	0	0	0	5		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	4	0	0	0	0	4		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	5							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは2件（定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610322.pdf）参照

表4-9 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	1	0	0	7	7	0	15
政策評価の結果の政策への反映	1	0	0	7	7	0	15
予算要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	6	0	0	3	0	9	1	10	
政策評価の結果の政策への反映	6	0	0	3	0	9			
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	3	0	9			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	5								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	5								
達成手段を変更	4								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

（注） 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610323.pdf）参照

表4-11 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位:件)

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	1	3
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	2	0	1	3
予算要求への反映	0	0	0	0	0	1	1

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	11	0	0	0	0	0	11	4	15	
政策評価の結果の政策への反映	11	0	0	0	0	0	11			
これまでの取組を引き続き推進	11	0	0	0	0	0	11			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	11	0	0	0	0	0	11			
事前分析表の変更	6									
達成すべき目標を変更	2									
測定指標を変更	2									
達成手段を変更	1									
その他の変更	5									
事前分析表の変更なし	5									
未定・検討中等	0									

(注) 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000610324.pdf) 参照

表4-12 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	54	0	0	0	54
政策評価の結果の政策への反映	0	0	54	0	0	0	54
予算要求への反映	0	0	54	0	0	0	54

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	10	0	1	0	14	25	0	25
政策評価の結果の政策への反映	10	0	1	0	14	25		
これまでの取組を引き続き推進	10	0	1	0	13	24		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	10	0	0	0	14	24		
事前分析表の変更	5							
達成すべき目標を変更	2							
測定指標を変更	4							
達成手段を変更	5							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	2							
未定・検討中等	3							

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは7件（機構要求1件、定員要求7件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610325.pdf）参照

表4-13 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	1	0	1
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	0	1	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	30	0	0	0	0	0	30	0	30	
政策評価の結果の政策への反映	30	0	0	0	0	0	30			
これまでの取組を引き続き推進	30	0	0	0	0	0	30			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	18	0	0	0	0	0	18			
事前分析表の変更	0									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	30									
未定・検討中等	0									

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは3件（機構要求3件、定員要求3件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610326.pdf）参照

表4-14 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	4	0	0	4	4	0	12
政策評価の結果の政策への反映	4	0	0	4	4	0	12
予算要求への反映	4	0	0	0	0	0	4

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	6	0	1	1	0	8	0	8	
政策評価の結果の政策への反映	6	0	1	1	0	8			
これまでの取組を引き続き推進	0	0	1	1	0	2			
評価対象政策の改善・見直しを実施	6	0	0	0	0	6			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	4								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは2件（定員要求2件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610327.pdf）参照

表4-15 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	28	1	0	21	14	0	64
政策評価の結果の政策への反映	28	1	0	21	14	0	64
予算要求への反映	28	1	0	0	0	0	29

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	13	2	0	0	12	27	143	170
政策評価の結果の政策への反映	13	2	0	0	12	27		
これまでの取組を引き続き推進	12	2	0	0	11	25		
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	13	1	0	0	0	14		
事前分析表の変更	2							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	2							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	10							
未定・検討中等	1							

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは4件（定員要求4件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610328.pdf）参照

表4-16 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	5	164	0	7	20	0	196
政策評価の結果の政策への反映	5	164	0	7	20	0	196
予算要求への反映	5	12	0	0	0	0	17

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外 の政策 評価							
評価実施件数	3	1	1	0	84	89	94	183	
政策評価の結果の政策への反映	3	1	1	0	84	89			
これまでの取組を引き続き推進	0	1	1	0	58	60			
評価対象政策の改善・見直しを実施	3	0	0	0	26	29			
評価対象政策の重点化等	3	0	0	0	26	29			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	3	0	0	0	20	23			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610329.pdf）参照

表4-17 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	12	0	0	4	20	0	36
政策評価の結果の政策への反映	12	0	0	4	20	0	36
予算要求への反映	12	0	0	0	0	0	12

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	18	0	1	3	5	27	0	27	
政策評価の結果の政策への反映	18	0	1	3	5	27			
これまでの取組を引き続き推進	18	0	1	3	5	27			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	18	0	0	0	5	23			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	16								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成31年度機構・定員要求に反映したものは11件（機構要求1件、定員要求11件）である。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610330.pdf）参照

表4-18 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位:件)

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	18	1,071	0	37	24	21	1,171
政策評価の結果の政策への反映	18	1,071	0	37	24	21	1,171
予算要求への反映	10	13	0	0	0	21	44

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等				
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価						
評価実施件数	0	5	12	42	303	362	96	458
政策評価の結果の政策への反映	0	5	12	42	303	362		
これまでの取組を引き続き推進	0	5	12	42	303	362		
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	6	6		
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

(注) 1 平成 30 年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施している。
 2 事前評価の結果、平成 31 年度機構・定員要求に反映したものは 1 件（機構要求 1 件）である。
 3 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610331.pdf）参照

表4-19 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	1	0	2	3	0	6
政策評価の結果の政策への反映	0	1	0	2	3	0	6
予算要求への反映	0	1	0	1	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	23	0	0	2	0	25	0	25		
政策評価の結果の政策への反映	23	0	0	2	0	25				
これまでの取組を引き続き推進	22	0	0	2	0	24				
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	23	0	0	0	0	23				
事前分析表の変更	3									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	2									
達成手段を変更	0									
その他の変更	2									
事前分析表の変更なし	18									
未定・検討中等	2									

（注）1 事前評価の結果、平成 31 年度機構・定員要求に反映したものは 1 件（定員要求 1 件）である。

2 事後評価の結果、平成 31 年度機構・定員要求に反映したものは 2 件（機構要求 1 件、定員要求 2 件）である。

3 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610332.pdf）参照

表4-20 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	6	0	0	0	0	0	6	0	6	
政策評価の結果の政策への反映	6	0	0	0	0	0	6			
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	0	0	6			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	6	0	0	0	0	0	6			
事前分析表の変更	5									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	5									
達成手段を変更	3									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	1									
未定・検討中等	0									

(注) 1 事後評価の結果、平成 31 年度機構・定員要求に反映したものは 3 件（機構要求 1 件、定員要求 3 件）である。
 2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610333.pdf）参照

表4-21 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	9	0	0	0	2	0	11
政策評価の結果の政策への反映	9	0	0	0	2	0	11
予算要求への反映	9	0	0	0	0	0	9

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0	0		
政策評価の結果の政策への反映	0	0	0	0	0	0	/			
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0				
事前分析表の変更	0	/								
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	0	/								
未定・検討中等	0									

- （注）1 平成30年度は、目標管理型の政策評価の全施策について、あらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施している。
 2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_content/000610334.pdf）参照
 3 上記に加え、「政策評価に関する有識者会議」の指摘を踏まえ、評価を行ったものが1件ある。

表5 平成30年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：百万円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	トンセアラマ水力発電所改修計画（インドネシア共和国）	中止	1,778	1,778
厚生労働省1事業				
簡易水道等施設整備事業	簡易水道等施設整備（北海道新冠町）	中止	2,376	139
合計	2事業	—	4,154	1,917

表6 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費（上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円））

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)

28	1 (10)	—	—	—	1 (A案:1,717 B案:1,311)	2 (1,727) <1,321>
29	—	—	—	—	—	—
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
合計	13 (1,430)	43 (5,818)	51 (1,257)	14 (4,273)	199 (43,083) <42,677>	320 (55,860) <55,454>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部(整備計画区間から既成区間を除いた区間)が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、渇水対策容量をダムで確保する案(A案)及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案(B案)について、ダム諸元の設定を行い、当該2つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における()内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、<>内の数値は、B案の場合のものである。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、
 i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、
 又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行
 う（第1項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価
 の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されて
 いる。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、
 当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関
 する計画を定めなければならないとされ、また、法第13条第2項において、この計
 画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成30年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を表7の
 とおり定め、「平成30年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第12条の規定に基
 づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

表7 総務省が行う政策の評価に関する計画

<p>計画の 主な規 定内容</p>	<p>① 評価の実 施に関する 基本的な方 針</p>	<p>○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指 す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確 保する必要がある政策について積極的に実施する。 また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析 手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保す るための評価の充実・強化を図る。</p> <p>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組 む。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・ 改善に向けた検討を行う。</p> <p>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現 地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</p> <p>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に 結果を通知し、公表する。</p>
	<p>② 平成30年 度から令和 2年度まで の3か年に 実施する評 価のテーマ</p>	<p>○ 統一性又は総合性を確保するための評価</p> <p>ア 平成30年度に実施（平成29年度から引き続き実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 ・ クールジャパンの推進に関する政策評価 ・ 女性活躍の推進に関する政策評価 ・ 高度外国人材の受入れに関する政策評価 ・ 地籍整備の推進に関する政策評価 <p>イ 令和元年度及び2年度に実施</p> <p>以下に関わる政策についてテーマの具体化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保 ・ 地域における持続可能な住民サービスの提供 ・ 成長の牽引役となる担い手・サービスの創出 ・ 災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化
	<p>③ 評価の実 施に関する 重要事項</p>	<p>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向 上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や 分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。</p> <p>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状 況と政策効果を十分に確認する。</p> <p>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえて、総務省が 行う政策の評価に関する情報を公表する。</p>

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、令和元年度以降3年間で実施する予定の政策の評価のテーマ等については、「平成31年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、次のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成30年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について5テーマ実施した。このうち、「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の6次産業化の推進」については、評価結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した(表8、9)。

さらに「クールジャパンの推進」については、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている(表9)。


そのほかの3テーマについては、評価を実施中である(表10)。

表8 評価結果を取りまとめ、公表したテーマ

テーマ名	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成31年3月29日)
関係行政機関	農林水産省、経済産業省

背景・調査の趣旨等

- 農業従事者の高齢化・減少等の様々な課題を踏まえ、国は「強い農林水産業」等の実現のため、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標(KPI)を設定し、6次産業化(※)の取組を推進
※ 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組(農産物の加工、消費者へ直接販売、海外への輸出等)
- 本政策評価は、国の6次産業化の推進に関する政策の効果の発現状況等を明らかにし、取組の更なる推進を図る観点から、農業者の6次産業化の取組状況、課題・支援ニーズ等や行政機関等の取組状況について調査(※)
※ 実地調査(行政機関、事業者等)のほか、農業者へのアンケート調査(送付数:8,840事業者⇒有効回答数:5,558事業者)を実施



(注) 上記画像は政府広報から転載

評価の結果(ポイント)

- **農林漁業の6次産業化の推進状況**
 - ・ 6次産業化の市場規模は、平成25年度の4.7兆円から28年度6.3兆円と毎年度増加

⇒ **一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、一定の進捗**
- **6次産業化事業の取組状況等(アンケート調査結果)**
 - ・ ①6次産業化事業の規模が大きいくほど、②同事業の多角化が進んでいるほど、事業の進捗が順調と考えられる事業者(※1)の割合が高い
 - ・ 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者では、「海外への輸出」の取組が進展

⇒ **6次産業化事業の大規模化・多角化の促進等が有効**
- **6次産業化の推進のための施策・事業等における課題**
 - ・ 6次産業化の推進のための施策・事業(※2)について実態を調査した結果、**以下を勧告**

勧告事項

【総合化事業計画】
計画終了時点の指標(「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」)の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実、分析結果の今後の支援策の企画・立案への活用(農林水産省)

【農林漁業成長産業化ファンド】
①サブファンド運営法人による機動的・主体的な出資決定の実現のためのA-FIVEとサブファンドとの連携強化等や②モニタリングの在り方についての検討の促進(農林水産省)

【農商工等連携事業計画】
事業に取り込む農林漁業者・中小企業者の経営指標(「農林水産物の売上高」、「付加価値額」等)の進捗状況、課題、支援ニーズ等の定期的な把握・共有の仕組みの検討・構築(農林水産省、経済産業省)

【6次産業化サポートセンター】
農林漁業者のニーズに応じた、できる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間(サポートセンターの未開設期間)の縮小(農林水産省)

※1 6次産業化事業について①直近5年間の利益が「出ている」、②直近5年間の売上高が「増加傾向」、③開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」及び④今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状維持」のいずれも充足する事業者

※2 6次産業化・地産地消法(総合化事業計画)、A-FIVE法(農林漁業成長産業化ファンド)、農商工等連携促進法(農商工等連携事業計画)に基づく施策・事業等を中心に調査を実施

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価結果の詳細については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h30.html)参照

表9 評価結果の取りまとめ及びその結果の政策への反映状況を公表したテーマ

テーマ名	クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成30年5月18日） 〔 回答日：平成30年12月4日～6日 〕 公表日：平成30年12月19日
関係行政機関	文部科学省、農林水産省、経済産業省

<p><背景></p> <p>◆ 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの『日本の魅力』を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるため、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化する」こととし、以下の5つの成果目標（KPI）を設定</p> <p>①放送コンテンツ関連海外売上高、②農林水産物・食品の年間輸出額、③日本産酒類の輸出額の伸び率、④訪日外国人旅行者数、⑤観光収入</p> <p><評価結果></p> <p>◆ 日本再興戦略における5つの成果目標の達成状況及びクールジャパン関連施策等の実施状況を踏まえると、クールジャパンの推進に関する政策は全体として相当程度進展</p> <p>他方、一部のクールジャパン関連施策等については改善すべき課題がみられた（⇒「勧告事項」）</p>	
勧告事項	政策への反映状況
<p>1 コンテンツ分野 コンテンツ等の海外展開について、より効果的・効率的な支援（「呼び水効果」が高いと考えられる新規事業への支援を中心等）となるよう検討を進めること 【経済産業省】</p>	<p>◎ 平成28年度以降に実施した事業において、応募された事業の審査に当たっての審査項目を見直し、加点ポイントとして事業内容の新規性の項目を追加 平成30年度に実施中の事業完了後には、本事業の「呼び水効果」の把握を含む効果測定を実施し、その結果等を踏まえ、「呼び水効果」を高めるための審査項目の見直し等を検討予定</p>
<p>2 農林水産物・食品分野 農林水産物・食品等のジャパンブランドの確立に資するため、地理的表示保護制度の更なる活用を促進するための取組を行うこと 【農林水産省】</p>	<p>◎ 地理的表示（GI）保護制度の更なる活用の促進を図るため、今後、各地方農政局等において産地へのGI申請の働きかけをGIサポートデスクと連携して行うとともに、そこで得た情報を本省、地方農政局等、GIサポートデスク（※）で共有していく旨の通知文書を平成30年12月に地方農政局等宛てに発出 ※ GI保護制度の普及啓発に係る情報提供や登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口</p>
<p>3 分野横断 日本の文化芸術の発信について、文化交流使の派遣を更に戦略的に推進するための方策を検討し、当該事業に反映すること 【文部科学省】</p>	<p>◎ 文化交流使の派遣等を戦略的に進めるための方策を平成30年5月に策定 本方策を踏まえて平成31年度文化交流使の選定作業中</p>

（注） 評価結果及びその結果の政策への反映状況の詳細については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h30.html）参照

表10 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要等
高度外国人材の受入れに関する政策評価（総合性確保評価）	<p><目的></p> <p>○ 少子高齢化、人口減少社会が到来する中、イノベーションや生産性向上の実現に向け、高度外国人材のより積極的な受入れは重要な課題</p> <p>○ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、高度外国人材の受入拡大の方針とともに、KPIとして2020年末までに1万人、2022年末までに2万人の高度外国人材の認定を目指すことを掲記。目標達成に向けて、入国・在留管理制度上の対応とともに、子供の教育を含む生活環境の整備、企業等における就労環境の整備、外国人留学生への就職支援などの関連施策が総合的に推進され、効果を上げることが求められている。</p> <p>○ 高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</p> <p><調査等対象機関></p> <p>内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等</p>

<p>地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍整備については、依然として未整備の国土が広く存在し、全国の地籍調査の進捗率は、令和元年度末までに57%とする目標が設定されているが、28年度末時点で52%にとどまっている。地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり等のためにも重要であり、今後、南海トラフ地震、首都直下地震等を始めとする様々なリスク等を踏まえると、日本国土における地籍整備の更なる加速化が必要な状況 ○ 地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 <p><調査等対象機関></p> <p>国土交通省、法務省、都道府県、市町村、関係団体等</p>
<p>女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国は、世界に先駆け人口減少社会に突入し、いかにして労働力人口を維持し、また生産性やイノベーション力を引き上げていけるかが、持続的成長の最大の課題とされている。この課題を解決するためには、働くことを希望する女性が仕事を持つようになるだけでなく、働く女性がその希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方を実現できるかが鍵とされている。 ○ こうした課題に早急に対処し、女性活躍の推進の取組を着実に前進させるため、平成28年4月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が全面施行。女性活躍推進法では、事業者には、①女性の活躍に関する状況の把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた数値目標等を定めた行動計画の策定・公表、③女性の活躍に関する情報の公表（14項目から任意に選択）が義務付けられている（常時労働者300人以下の事業者は努力義務）。 ○ 女性活躍の推進に関する政策について、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施 <p><調査等対象機関></p> <p>内閣府、厚生労働省、事業者、関係団体等</p> <p>[中間公表について]</p> <p>行政評価局調査の効果的な情報発信等の観点から、以下のとおり、調査の過程において、調査結果を中間的に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「女性活躍の推進に関する企業の取組と効果」に関するアンケート調査を実施し、企業における女性管理職比率の推移など、その結果を平成30年9月10日に公表 <p>なお、本調査の結果は、厚生労働省の労働政策審議会における女性活躍推進法の施行後3年の見直しの議論に資するため、同審議会（第5回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）（平成30年9月19日開催））の資料として活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業者における女性活躍の推進に関する取組の実施状況等を把握するため、従業員（常用労働者）300人前後の地方中堅企業（約270事業者）を対象として、ヒアリングによる実地調査を実施。女性が働きやすい環境の整備に関する取組などを事例集として取りまとめ、平成31年3月8日に公表

(注) 1 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html) 参照

2 女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価）の中間公表の詳細については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h30.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

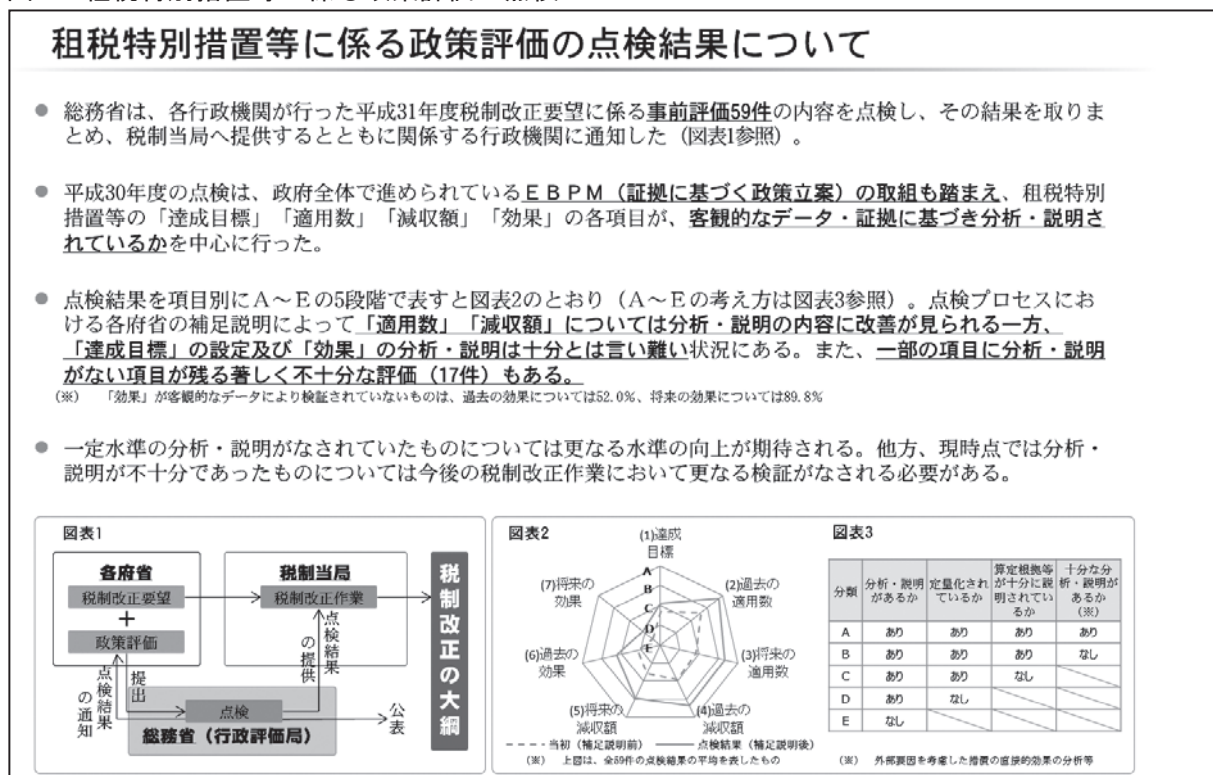
総務省は、平成30年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

租税特別措置等に係る政策評価については、各行政機関が行った平成31年度税制改正要望に係る事前評価59件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、税制当局に提供するとともに関係する行政機関に通知した(図4)。

規制に係る政策評価については、各行政機関が平成29年度中(10月以降)に実施した事前評価77件、事後評価35件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、通知した(図5)。

公共事業に係る政策評価については、各行政機関が実施した評価のうち、事前評価7件、事後評価23件の内容を点検し、その結果を取りまとめ、関係する行政機関に通知した(図6)。

図4 租税特別措置等に係る政策評価の点検について



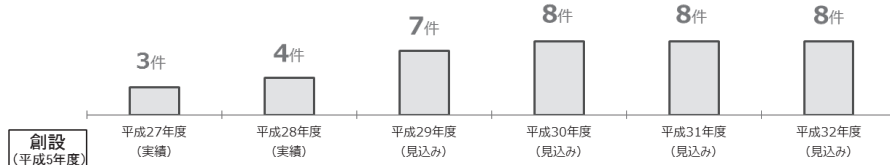
効果に関する分析・説明が不十分な評価書①

- 過去・将来の適用数が10件未満と僅少である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。

《厚労07》公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)
措置の内容：中小企業者等が公害防止用設備の取得等をした場合の特別償却

<達成目標>

健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。



適用件数が非常に少ないことを踏まえてもなお、
本特例措置が達成目標へ十分に寄与すること
についての分析・説明なし

これらの租税特別措置等は、その適用実態・見込みも踏まえた上で、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

効果に関する分析・説明が不十分な評価書②

- 過去の適用数は0件であり、租税特別措置等の効果はなかったと明示。また、将来の適用数の予測も僅少であり、達成目標の実現に租税特別措置等が、将来どのように寄与するのか定量的に明らかにされていない。

《国交10》雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長(法人税)

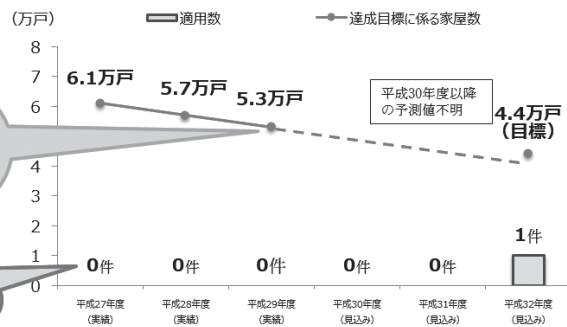
措置の内容：浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る割増償却

<達成目標>

過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(H32年度：約4.4万戸)

下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成27年度以降、適用実績が無いため、政策目的の達成及び達成目標の実現への寄与は今のところ存在しない。
(国土交通省の評価書から引用)

<適用数>



達成目標の実現状況は平成32年度の目標に向けて順調に推移

一方、平成27年度から適用数は0件

この租税特別措置等は、過去の適用件数が0件であるにもかかわらず、達成目標の実現状況は順調に推移しており、将来の適用見込みについても1件(平成32年度)であるため、今後の達成目標の推移の予測も含め、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

(注) 詳細は、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000581818.pdf) 参照

図5 規制に係る政策評価の点検について

規制に係る政策評価の点検について

【規制に係る政策評価とは】

＜対象＞

- 行政機関が法律又は政令により規制を新設・改廃する際には、事前評価の実施を義務付け
- 事前評価を実施した規制について、見直し時期の到来時に事後評価を実施

＜内容＞

- 規制の費用、効果等の影響を把握し、費用と効果の関係を比較・分析

【経緯】

- 規制の事前評価が、試行を経て平成19年10月から開始し、各行政機関で年60～190件程度実施
- 費用や便益の定量・金銭価値化、評価書作成・公表のタイミングに課題
- 政策評価審議会において改善方を審議。ガイドライン等を改正し、平成29年10月から施行

＜ガイドライン等改正の主な内容＞

<p>(1) 事前評価の活用方法 ⇒ 規制の検討から見直しに至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階からの各段階において望まれる評価の活用方法を提示</p>	<p>(2) 基本的評価手法 ⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、社会、経済、環境などの様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点。特に遵守費用を重視（少なくとも定量化）</p>	<p>(3) 事後評価の導入 ⇒ 事前評価時の費用と効果の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較・検証し、既に導入された規制の妥当性を確認</p>
--	---	---

【点検の実施】

- 総務省は、各府省の評価において、上記制度改正の主要なポイント等の実施状況を中心に点検
- 点検対象は、平成29年度中（10月以降）に実施された9府省の事前評価77件、事後評価35件

点検結果（1）

1. 費用と効果の定量化

- 費用と効果を定量化して比較・分析を行うことが重要（最善は、費用と効果を金銭価値化して両者を比較）。特に、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組により、客観的データを用いる要請が高まっている状況
- 点検の結果、以下の状況がみられた

＜事前評価＞

遵守費用（事業者が負う人件費や設備投資額等）

行政費用

効果

＜事後評価＞

遵守費用

行政費用

効果

■ 金銭価値化されているもの
□ 発生しないとされているもの
▨ 一部定量化されているもの
□ 定性的に記載されているもの

※ うち14件は、実績がなかったもの。

- 事前評価では、制度改正で重視した遵守費用が定量化されている割合が他よりも高い。事後評価では、結果（実績なし14件）を把握していることで、定性的な記載のみの割合が低い。制度改正前よりは若干定量化が進んできているが、まだ定着していない状況
- 総務省では、改善すべき点を指摘しつつ、少数ながらも定量化できている事例を横展開することで、費用と効果の定量化を進めていく

点検結果（2）

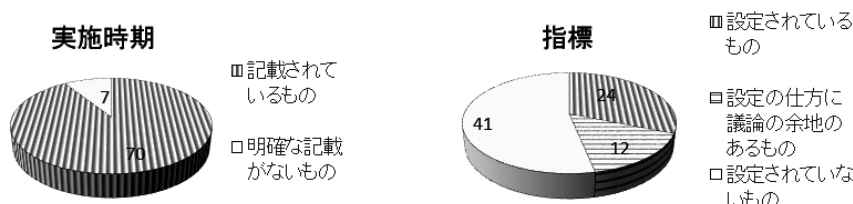
2. 評価の活用状況

- 後付けで実施されていた規制の事前評価を意思決定過程において活用されるものとする必要
- 事前評価書において、規制の検討段階等における評価の活用状況を記載することとしたものの、点検の結果、評価の活用状況に関する記載は皆無の状況

- 本来、規制の事前評価は、規制策定プロセスの効率化や規制の質を高める役割を持つものであり、各府省に対して、改善を促す指摘

3. 事後評価の実施時期及び指標の設定

- 今般の制度改正において、規制に係る政策評価に事後評価を導入。事前評価書において、事後評価の実施時期と、事後評価時に使用する指標を明記する必要
- 点検の結果、以下の状況がみられた



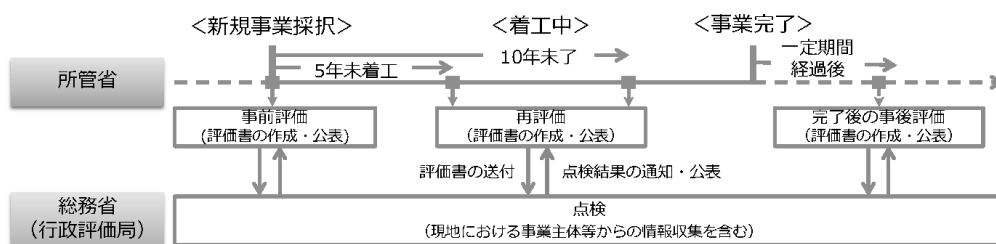
- 実施時期はおおむね記載されており、一部記載のないものに、事後評価の必要性を指摘
- 指標の設定は定着しておらず、費用と効果の定量化ができないことと表裏の関係。事後評価の質を高めるためにも、あらかじめ把握する内容を具体的に事前評価書に記載するよう指摘

(注) 詳細は、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000588954.pdf) 参照

図6 公共事業に係る政策評価の点検について

公共事業評価・点検の仕組み

- 公共事業の所管省は、費用対効果分析マニュアル等を策定し、個別事業ごとに政策評価を実施
- 総務省は、各省が実施した政策評価の客観性を点検。点検の結果、評価について見直しが必要な場合は所管省に対して改善を指摘



平成30年度の点検の概要

- 水資源の安定的な供給効果を得ることが事業目的として含まれる9事業区分(※)の30評価を対象に実施
 - ※簡易水道等施設整備事業、水道水源開発施設整備事業(厚生労働省)、かんがい排水事業、独立行政法人水資源機構事業、森林環境保全整備事業、水資源造成事業(農林水産省)、工業用水道事業(経済産業省)、ダム事業、河川事業(国土交通省)
- 点検の結果、評価の実施方法や評価書の作成方法について改善が必要な事項が認められたため、関係省に通知
 - ・ 便益の把握・算定に関すること 4事項
 - ・ 評価結果の公表に関すること 1事項

指摘の概要及び関係する評価の件数

(単位: 件)

指摘の概要	指摘に関係する評価の件数			
	計	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
便益の把握・算定に関すること	13	8	5	
【事項1】実施可能性の乏しい回避手段を用いた費用便益分析	2	2		
【事項2】手順を簡略化した評価方法の望ましくない使用	5	5		
【事項3】長期にわたる既発現便益計上に関する説明が不明瞭	1	1		
【事項4】評価に使用するデータの説明が不十分で評価内容の妥当性が疑問	5		5	
評価結果の公表に関すること	2	1		1
【事項5】必要な内容が記載されていない評価書等	2	1		1
計	15	9	5	1

(注) 表中の評価の件数は、延べ数である。

事項 実施可能性に乏しい回避手段を用いた費用便益分析（簡易水道等施設整備事業）

(実態)

恩納村水道整備事業(恩納村)

事業費81億円(事業進捗率77%)

- 給水の拡大及び耐震化
- 給水量を100%沖縄県企業局から受水

B/C: 2.78

水道事業の費用対効果分析マニュアル
(平成23年7月 厚生労働省)

【便益の算定方法に関する記述】

- 回避の状況設定にあたっては、地域の実情を踏まえ、実施可能なものを設定する必要がある。

○左記評価では、回避手段のコストを算出することにより費用対効果分析を行っており、その回避手段は、給水区域の全家庭がそれぞれ個別に井戸を掘るというものである。

○しかし、恩納村では、村内の需要を満たすことができる地下水源が存在せず、井戸だけで給水区域の全家庭の需要を満たすことはできないにもかかわらず、給水区域の全家庭がそれぞれ個別に井戸を掘るという回避手段を用いた費用対効果分析(※)を行っている。

※ 過大な費用便益比とならないよう、他の回避手段より費用が小さくなる井戸を掘る回避手段を採用

○なお、上記評価では、評価内容に関する資料において、井戸を掘るという回避手段を設定した根拠が明確でなく、同様の例として、他に「第7回拡販事業第4次変更」(長崎市) (※)がある。

※ 既存の47浄水場を7浄水場に統合する事業(事業費159億円)費用便益比: 3.47

(原因)

厚生労働省は、各事業の評価における費用便益分析に用いている回避手段の設定に関し、事業者に対して特段の指摘をしていない。

(通知事項)

厚生労働省は、費用便益分析における回避手段の設定に当たり、地域の実情を踏まえた実施可能なものとなっているか十分検討した上で、その分析が適切に行われるよう措置する必要がある。

事項 評価に使用するデータの説明が不十分で評価内容の妥当性に疑問（森林環境保全整備事業、水源林造成事業）

(実態)

[100年確率時雨量 (mm/h) の場合]

事業実施地区名	評価実施者	使用しているデータ	mm/h
森林環境保全整備事業(木曾川森林計画区)	中部森林管理局	県内1地区(1市の一部)の値 出典: 治山事業概要(中部森林管理局)	102
森林環境保全整備事業(木曾川)	林野庁(岐阜県)	県内1地区(1市の)過去の24年間の最大値 出典: 岐阜県土地改良事業設計要領(岐阜県)	90
森林環境保全整備事業(球磨川森林計画区)	九州森林管理局	県全体の過去127年間の最大値 出典: 理科年表 平成29年(国立天文台)	94
森林環境保全整備事業(球磨川)	林野庁(熊本県)	県内3地区(6市町)の平均値 出典: 熊本県における確率降雨強度の算定(平成20年6月熊本県土木部河川課)	127
水源林造成事業(菊池・球磨川流域)	林野庁(国研)森林研究・整備機構	県内各観測所の過去5年間の最大値 出典: 気象庁公表データ	92.68

○各評価実施者が、それぞれ適切と判断したデータを使用

○例えば、九州森林管理局が実施した評価では、熊本県の1時間降水量の最大記録の数値(※)を使用
※ 1890年～2016年の最大記録: 94.0mm/h

○一方、熊本県では、確率降雨強度の算定結果を使用(※)
※ 県内各地区の確率降雨強度: 116.8mm/h ~ 148.5mm/h

○評価書では、データの出典のみが記載され、上記の算定内容が記載されていない。

(疑問点)

各評価実施者が適切と判断したデータを使用しているが、そのことにより評価結果に与える影響の内容や程度が不明であり、また、当該データを採用した理由が評価書において説明されていないため、評価内容の妥当性に疑問が生じるおそれがある。

(通知事項)

農林水産省は、個別事業の評価において使用されるデータについて、評価内容の妥当性に疑問が生じないようにするための方策を講ずる必要がある。

(注) 詳細は、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000617090.pdf) 参照

